深圳経済特区知的財産権保護条例 2019(仮訳)

(2018年12月27日深圳市第六次人民代表大会常務委員会第29回会議通過)

第一章 総 則

第 1 条 知的財産権の保護業務を強化し、イノベーションの活力を奨励するため、現代的で国際的なイノベーション型都市を建設し、世界的に影響力がありイノベーションとアイデアの都市を構築するために、法律、行政法規の基本原則に基づき、深圳経済特区(以下、「特区」という)の実情を結び付けて、本条例を制定する。

第 2 条 特区の知的財産権保護活動メカニズム、行政 法執行、公共サービス、自律管理、信用監督管理など を本条例に適用する。

本条例でいう知的財産権とは、権利者が法律に基づ き下記の客体に享有する専用権を指す。

- (1) 著作品:
- (2)発明、実用新案、意匠;
- (3)商標:
- (4)地理的表示;
- (5)営業秘密:
- (6)集積回路設計配置:
- (7)植物新品種;
- (8)法律規定されるその他の客体。

第3条 深圳市人民政府(以下、「市人民政府」という) 及び各区人民政府は、知的財産権保護業務を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、知的財産権保護の教育、研修、宣伝、行政法執行及び予算保障を強化し、知的財産権保護業務メカニズムを完備し、イノベーションを尊重し、誠実で法律を尊ぶ知的財産権保護環境を構築しなければならない。

第4条 市人民政府の知的財産権主管部門(以下、「市主管部門」という)は、知的財産権保護業務の統括的協調及び組織的実施に責任を負い、法に基づき知的財産権保護業務の職責を履行する。

発展改革、工業情報、科学技術革新、財政、文化体育・観光、警察、司法行政、税関など法律に基づいて知的財産権保護業務の職責を負う管理部門は、関連法律、

法規及び本条例の規定に基づき、知的財産権保護業 務の職責を履行する。

第 5 条 市主管部門は毎年知的財産権保護業務状況 報告を発表しなければならない。

第 6 条 多様な知的財産権紛争処理メカニズムを構築 及び完備し、知的財産権保護行政法執行、司法裁判、 仲裁、調停などの業務の効果的な連携を実現する。

第7条 中国(広東)自由貿易試験区深圳前海蛇口区は、イノベーション型知的財産権保護業務のメカニズム及び紛争処理、外国との権利保護、総合的法執行などの面でテストを先行し、便利で効率的なサービスの提供ができため、知的財産権保護業務の模範区を建設することで、その探求成果条件が成熟した場合には全市に普及することができる。

第8条 市人民代表大会常務委員会は、知的財産権保護業務の監督を強化し、市人民政府は関連する知的財産権保護業務の特別報告を聴取しなければならない。

第二章 作業メカニズム

第9条 市人民政府は市知的財産権連合会議を設立し、 知的財産権保護業務協調メカニズムを確立し、知的財 産権保護業務における重大な課題の解決を推進する。

合同会議は市人民政府の責任者或いはその委託する市主管部門の主要責任者を招集し、毎年少なくとも一回開催する。合同会議の日常業務は市主管部門が担当する。

合同会議を構成する単位は市人民政府が確定する。 第10条 知的財産権業務状況報告制度を完備する。合 同会議構成単位が他の部門が管轄する知的財産権事 件と関わりがあることが判明した場合、速やかに管轄権 のある部門に書面で通報しなければならない。

管轄権のある部門は通知を受領後、法律に基づき速 やかに調査・処分しなければならない。

第11条 知的財産権評議制度を構築する。

市、区人民政府は、重要な産業計画、政府投資プロジェクト、重大な経済科学技術活動に対して知的財産権の評議を行い、イノベーションの効率を高め、知的財産権リスクを防止することができる。

知的財産権を評議する具体的な弁法は市主管部門

が関連部門と協議して制定する。

第 12 条 市人民政府は知的財産権保護業務審査メカニズムを構築し、区人民政府、市主管部門及びその他の管理部門に対して、法律に基づき知的財産権保護業務の職責を履行する状況を審査しなければならない。

第 13 条 市主管部門及びその他の管理部門は知的財産権保護業務の必要に応じて、知的財産権保護特別行動を展開し、ブロードバンドインターネット、クラウド、IOT、ビッグデータ、高性能コンピューティング、モバイルインテリジェント端末などの新分野新業態の知的財産権保護に力を入れなければならない。

第 14 条 警察機関は法律に基づき知的財産権保護業務の職責を履行し、知的財産権犯罪行為に対する打撃に力を入れるとともに、市主管部門及びその他の管理部門と協力して関連する行政法執行業務を展開しなければならない。

第 15 条 警察機関は移送された知的財産権犯罪事件について、規定時間内に受理の可否を決定するともに、事件を移送する部門に書面で通知しなければならない。審査を経てその管轄に属さない場合、管轄権のある部門に移送するとともに、事件の移送する部門に書面で通知しなければならない。

警察機関が受理した知的財産権犯罪事件について、 事件に関わるものは証拠を抽出して法律に基づき封印 保存後、条件を備えるものは市の公共物倉庫に保管することができる。

第 16 条 公証機関は、法律、法規に規定する知的財産権の証拠保全公証申請について、公証申請の受理日から 5 営業日以内に当事者に公証書を発行しなければならない。但し、不可抗力により証明資料の補充或いは関連情況を確認する必要がある場合、所要時間は期限内に算入しない。

公証機関が前項の規定に違反した場合、市司法行政 部門が警告する。情状が重大な場合、2万元以上5万元以下の罰金を科す。

第 17 条 知的財産権犯罪の疑いがある事件を除き、市 主管部門及びその他の管理部門は知的財産権事件の 立案前或いは立案後に、自ら或いは関連組織に調停を 委託することができる。権利者が損害額の 5 倍以内の 賠償を請求する場合、これを支持することができる。立 案前に調停に合意するとともに、完全に履行された場合、 立案しないことができる。立案後に調停に合意するとと もに、完全に履行した場合、法律に基づき処罰を軽減す ることができる。第三者の合法的権益及び公共の利益 を損なわない場合、処罰を免除することができる。

第 18 条 市人民政府が設立した知的財産権保護センターは、以下に掲げる職責を履行する:

- (1)国家知識産権主管部門から委託された特許出願 の受理、特許審査促進及び迅速な権利確定業務:
- (2)知的財産権に関する知識の宣伝普及、企業の知的財産権の自主的イノベーションの促進;
- (3)知的財産権の保護協力、業務コンサルティング、ウォッチングアラート、権利維持指導、迅速な権利維持などの公益サービス:
- (4)市、区人民政府の知的財産権保護業務に対する 意見と提案の具申;
- (5)市人民政府が規定するその他の職責。

区人民政府は知的財産権保護業務の実務上の必要 性から、区知的財産権保護センターを設立することがで きる。

第三章 行政法執行

第 19 条 市主管部門及びその他の管理部門が知的財産権事件を調査・処分する場合、以下に掲げる措置を取ることができる:

- (1)現場検査;
- (2)当事者の事業記録、ネット販売記録、手形、財務 帳簿、契約などの資料を閲覧、複製、仮差押え或い は封印:
- (3)当事者に規定期限内に事件の事実説明と共に、 相応の資料提出の要求:
- (4)被疑権利侵害製品、物品の差押え、押収、記録、 保存:
- (5)測定、写真、撮像などの方法での現場踏査:
- (6)他人の方法特許権を侵害した疑いがある場合、 当事者に現場でのデモンストレーションの要求;但し、 秘密漏洩の防止保護措置を講じるとともに、関連証

拠を固定しなければならない。

第20条 市主管部門は技術調査官を配備し、知的財産 権行政法執行のために専門技術サポートを提供し、下 記に掲げる職責を履行することができる:

- (1)技術事実調査の範囲、順序、方法に意見を具申;
- (2)証拠調査に参加するとともに、その方法、手順などに意見を具申;
- (3)市主管部門が案件を処理する技術事実根拠とする技術審査意見を具申;
- (4)市主管部門が命じるその他の技術調査業務。

技術調査官が職務遂行中に、公正な職務遂行のために影響があり忌避するべき事情がある場合、忌避しなければならない。当事者は忌避を申立てる権利がある。

技術調査官の選任及び管理の弁法は市人民政府が 制定する。

第 21 条 市主管部門及びその他の管理部門は知的財産権行政法執行過程において、技術的支援が必要な場合、産業協会、知的財産権サービス機構などに人員派遣し現場での証拠調査に協力を求めことができる。

現場での証拠調査に協力を求める場合、市主管部門 及びその他の管理部門は事件の情報に対して保護措 置を取り、秘密の漏洩を防止しなければならない。証拠 調査に協力する者と事件に利害関係がある場合、忌避 しなければならない。

第 22 条 知的財産権侵害行為の違法事業額は、下記 に掲げる方法で算定する:

- (1)権利侵害製品がすでに全部販売されている場合、 価値は実際の販売価格に基づいて算定する;
- (2)権利侵害製品が部分的に販売され、部分的に未販売(製造、保管、運送中を含む)の場合、既に販売されている権利侵害製品の価値は実際の販売価格に基き算定し、未販売の権利侵害製品の価値はすでに販売されている権利侵害製品の実売平均価格に基づき算定する:
- (3)権利侵害製品が未販売(製造、保管、運送中を含む)の場合、価格は表示価格により算定する。価格表示が或いは価格が明らかに製品の価値と一致し

ない場合、被権利侵害製品の市場中値に基づき算 定する。

(4)権利侵害製品に実際の販売価格がない或いは実際の販売価格を調査できない場合、被権利侵害製品の市場中値に基づき算定する。

前項でいう違法事業額とは、権利侵害者が他人の知的財産権を侵害する行為を実施する過程で、権利侵害製品を製造、保管、輸送、販売する価値をいう。前項の第3項でいう表示価格はすでに締結された供給契約、販売契約で確定した供給価格及び販売価格を含む。但し、単に加工費を取る委託加工契約の契約価格は除外する。

第 23 条 被権利侵害製品が市場で単独に販売されない部品或いは製品の組立部品に属する場合、権利者の生産、製造、加工でのコスト(原価)により違法事業額を算定することができる。コストで価格を確定できない場合、交換、修理の価格により違法事業額を算定することができる。

被権利侵害製品が海外のみで販売される場合、 FOB(本船渡条件)価格に基づき違法事業額を算定する。 FOB 価格が不明確な場合、同種の合格製品の国際市 場中値または国内の市場中値を参考に違法事業額を 算定することができる。

権利侵害者が異なる時期に権利侵害行為を繰返し、 行政処分受けていない場合、その違法事業額は累計し て算定しなければならない。

第 24 条 被権利侵害製品の市場中値は、権利侵害者がすでに発表した同種製品の公定指導販売価格に基づき確定し、公定指導販売価格がない場合、下記に掲げる方法で確定する:

- (1)同一市場で複数の業者が同種の被権利侵害製品を販売している場合、その中のいくつかの業者の販売価格を抽出し、その平均値で市場中値を確定する。一つの業者のみ販売している場合、当該業者の販売格に基づき市場中値を確定する。
- (2)市場に同種の被権利侵害製品が販売されていない場合、従来市場で販売された同種の被権利侵害製品の中値に基づき確定する、或いは市場で販売さ

れている被権利侵害製品と機能、用途、主要原材料、 設計、配置などの面で同一或いは類似する同種の 被権利侵害製品の市場中値に基づき確定する。

(3)ライセンス方法で販売する場合、ライセンス料で確定する。複数のライセンシーが販売する場合、ライセンス料の平均値によって確定する。ライセンシーがサブライセンスしていない場合、そのライセンス料により確定する、或いは他の権利者の同一或いは同種の流通製品のライセンス料平均値を参照して確定する。

前項の規定でも市場中値を確定することが困難な場合、価格鑑定機構の鑑定後確定することができるが、 市主管部門或いはその他の管理部門が前項の規定と 関連付けて、権利者に有利な原則に基づき確定することもできる。

第 25 条 市主管部門及びその他の管理部門は、知的 財産権侵害事件を調査・処分する場合、権利侵害者が 関連証明資料を正当な理由なく提供しない、或いは期 限を過ぎても提供しない場合、究明された事実に基づき 権利侵害を構成したと認定後、権利侵害者に対し厳重 な処罰を科すことができる。

第 26 条 権利者或いは利害関係者が知的財産権侵害行為を投訴し、市主管部門或いはその他の管理部門に証拠を持って権利侵害の事実が存在することを証明した場合、仮差止命令を発行し、被疑権利侵害者に直ちに権利侵害行為を停止させるとともに、法律に基づき処分を命じることができる。禁止命令を発行する前に、権利者或いは利害関係者に適切な担保を提供することを求めることができる。調査を経て、権利侵害行為が成立しない場合、速やかに禁止命令を解除しなければならない

被疑権利侵害者が被疑権利侵害行為に対する禁止 命令の執行を拒否し、侵害を構成すると認定された場 合、禁止命令の発令日を起算して違法事業額の 2 倍の 罰金を科す。違法事業額を算定できない、或いは違法 事業額が 5 万元以下の場合、3 万元以上 10 万元以下 の罰金を科す。

第 27 条 権利侵害者が他人の知的財産権を侵害して

罰金を科せられた後、行政処罰決定書の発効日から 5 年以内に再度同一の知的財産権を侵害し、或いは 5 年 以内に 3 回以上他人の知的財産権を侵害した場合、市 主管部門及びその他の管理部門は関連法律、法規に 規定される相応の罰金の 2 倍の処罰を科すことができ る。

第四章 公共サービス

第 28 条 市主管部門は知的財産権情報化建設を強化 し、知的財産権保護総合情報ライブラリーを構築し、行 政機関、司法機関、産業協会、知的財産権サービス機 関の間での情報共有を実現し、知的財産権保護のため の政策指導、技術コンサルティング、情報などの公共サ ービスを提供しなければならない。

市主管部門は知的財産権紛争のインターネット処理メカニズムを構築しなければならない。

第 29 条 市主管部門及びその他の管理部門は、健全な知的財産権の早期情報提供と誘導メカニズムを構築し、知的財産権の発展状況、趨勢及び競争状態の監視、研究を強化し、関連産業と企業に速やかに早期情報提供と誘導サービスを提供しなければならない。

重大な影響のある知的財産権事件について、市主管部門及びその他の管理部門は速やかに社会に発表するとともに、発生可能なリスクに対する早期情報提供を出さなければならない。

第 30 条 市主管部門は、関連部門とともに知的財産権 サービス業発展計画を制定し、知的財産権コンサルティ ング、教育、代理、鑑定、評価、運営、ビッグデータ運用 などの知的財産権サービス業の発展を奨励及び支援し なければならない。

第 31 条 市主管部門は公益性のある知的財産権の専門教育を組織展開し、知的財産権人材の育成を強化しなければならない。

教育は大学、科学研究機関、関連産業協会、知的財産権サービス機関などに委託することができる。

第 32 条 市主管部門及びその他の管理部門は、知的 財産権の法律、法規の宣伝教育を強化し、知的財産権 の知識を普及し、社会全体の知的財産権保護意識を強 化しなければならない。 第33条 市主管部門は司法行政部門とともに知的財産 権保護に関連する法律コンサルティング、代理、法律支援、公証、司法鑑定、法律専門教育などの公共法律サ ービスを提供する。

公共法律サービスは、サービスを購入する方法で提供される。

第 34 条 市主管部門は関連部門と共同し、大学・専門学校、科学研究機関、産業協会、知的財産権サービス機構及びハイテク企業などの関連単位の知的財産権管理手引きを強化し、その内部保護メカニズムの構築と完備に誘導する。

第 35 条 人民調停組織及び商事調停、業界調停組織が知的財産権紛争の調停を展開することを支援し、知的財産権紛争を公平、効率的に処理する。

産業協会、知的財産権サービス機構などが知的財産 権紛争解決メカニズムを構築することを奨励し、当事者 に便利で効率的な知的財産権紛争処理サービスを提 供する。

市主管部門、司法行政部門は、産業協会、知的財産権サービス機構などの知的財産権紛争処理メカニズムの構築に必要な支援と指導を提供しなければならない。 第 36 条 市人民政府は外国知的財産権保護協力メカニズムを構築し、企業及びその他の組織が外国で知的財産権紛争を処理するための情報、法律などの面で支援を提供する。

知的財産権の外国権利維持連盟の構築を支援する。 第37条 産業協会、知的財産権サービス機構などが知 的財産権保護サービスプラットフォームを構築すること を支援し、外国投資、展覧会参加、投資誘致、製品或い は技術輸出入業務での知的財産権状況の検索、照会 などのサービスを提供する。

産業協会、知的財産権サービス機構などが知的財産 権委託業務の展開を支援する。

第五章 自律管理

第 38 条 企業事業単位は健全な知的財産権保護制度を構築し、保護意識を高め、自ら保護能力を強化しなければならない。

第39条 企業事業単位は、外国投資、展覧会参加、投

資誘致、製品或いは技術輸出入業務を展開する時に、 速やかに関係国或いは地域の関連知的財産権の状況 を検索、照会しなければならない。

第 40 条 知的財産関連産業協会と産業連盟の設立を 奨励する。

産業協会、産業連盟は、会員、連盟構成員が知的財産権の保護意識を高め、知的財産権保護制度を構築、完備し、会員、連盟構成員に知的財産権保護業務の教育、情報コンサルティング、早期情報提供、権利維持支援などのサービスを提供しなければならない。

第41条 知的財産権関連産業協会、産業連盟は、知的 財産権保護規約を制定し、会員、連盟構成員の行為を 規範化し、知的財産権を尊重し、保護することを奨励及 び支援する。

知的財産権関連産業協会、産業連盟は、規程或いは 規約に基づき、他人の知的財産権を侵害した会員、連 盟構成員を懲戒するとともに、懲戒状況を市主管部門 に通報することができる。

第42条 知的財産権遵守義務制度の構築を推進する。 政府の投資プロジェクト、政府の調達及び入札募集、政 府の資金援助、表彰奨励などの活動に参加する場合、 関連主管部門に他人の知的財産権を侵害してない承 諾書面を提出するとともに、契約締結時に違反責任の 承諾を約定しなければならない。

自然人、法人及び非法人組織が契約において知的 財産権を遵守する内容及び相応する違約責任を約定す ることを奨励する。

第 43 条 展覧会の主催単位は法律に基づき知的財産 権者の合法的権益を保護しなければならない。

展覧会の主催単位は出展者に他人の知的財産権を 侵害していない遵守承諾書の提出を求めなければなら す、必要に応じて出展者に知的財産権関連証明書の提 供を求め、出展プロジェクトの知的財産権状況について 遵守の審査を行うことができる。

出展者が遵守承諾書を提出していない、或いは要求 に応じて知的財産権関連証明書類を提供していない場 合、展覧会主催単位はその展覧会で特定活動への参 加を許可してはならず、或いはその出展資格を取消す ことができる。参加者が虚偽の遵守承諾書を提供する、 或いは遵守承諾に違反した場合、展覧会主催単位はそ の出展資格を取消すとともに出場を取消さなければなら ない。

第 44 条 展覧会の開催期間が 3 日間以上の場合、展覧会主催単位は自ら或いは仲裁機構、産業協会、知的財産権サービス機構などと展覧会知的財産権紛争処理機構を設立するとともに、展示会のわかりやすい場所に公示しなければならない。

展覧会主催単位或いはその設立された展示会知的 財産権紛争処理機構は、出展製品が権利侵害を構成 すると認定し、出展者が指定時間内に権利を侵害して ない証明をできない場合、展示会主催単位は直ちに出 展者に出展している権利侵害製品の撤去を命じるととも に、市主管部門或いはその他の管理部門に移送し法律 に基づき処分しなければならない。

第 45 条 出展者が展覧会期間に 2 回以上他人の知的 財産権を侵害した、或いは同一展示会主催単位が主催 する展覧会活動において再度他人の知的財産権を侵 害した場合、展覧会主催単位は 2 年以内に当該出展者 をその主催する展覧会活動に参加することを禁止しな ければならない。

第46条 展覧会主催単位が本条例第43条、第44条、 第45条の規定に違反した場合、市主管部門或いはそ の他の管理部門は是正を命じる。是正を拒む、或いは 情状が重大な場合、展覧会の中止を命じる。

第六章 信用監督管理

第47条 市主管部門は、健全な知的財産権信用評価、 誠実信用公示及び信用喪失懲戒制度を確立し、自然人、 法人及び非法人組織の下記に掲げる知的財産権信用 喪失違法情報を公共信用情報システムに記入しなけれ ばならない。

- (1)知的財産権司法裁判と行政処罰;
- (2)他人の知的財産権の被疑侵害があり、証拠を隠匿し、調査を拒み、行政法執行を妨害した場合;
- (3)政府の投資プロジェクト、政府の調達と入札募集、 政府の資金支援、表彰奨励などの活動において、他 人の知的財産権を侵害すると認定された場合:

(4)政府の投資プロジェクト、政府の調達と入札募集、 政府の資金支援、表彰奨励などの活動において、虚 偽の知的財産権申請資料を提供、或いは知的財産 権の遵守承諾書に違反した場合:

(5)その他に書き込むべき他人の知的財産権を侵害した情報。

第48条 市、区人民政府及びその職務機能部門は、知的財産権に関連する政府投資プロジェクトの審査、政府の調達と入札募集、政府資金の支援、表彰奨励などの行政管理活動を展開する時、関連する自然人、法人及び非法人組織の知的財産権公共信用状況を照会しなければならない。

自然人、法人と非法人組織に下記に掲げる情況の一つがある場合、5年以内に政府の投資プロジェクト、政府の調達と入札募集、政府の関連支援資金と表彰奨励を受けてはならない:

- (1)虚偽の知的財産権出願資料を提供した場合;
- (2)効力が発生した知的財産権行政処分決定或いは 司法裁判の執行を拒む場合:
- (3)他人の知的財産権を侵害し犯罪を構成する場合:
- (4)その他他人の知的財産権を侵害した行為が社会的に重大な影響を与えた場合。

前項の規定があり、かつ事情が特別重大な場合、政府の投資プロジェクトに応じ、政府の調達と入札募集に参加し、政府の関連支援資金と表彰奨励に申請すること恒久的に禁止することができる。

第 49 条 知的財産権の信用喪失、違法重点監督管理 リスト制度を構築する。

市主管部門は、自然人、法人及び非法人組織が知的 財産権の信用喪失し、違法が深刻の程度に基づき、重 点監督管理リストを確定するとともに、社会に発表する ことができる。

第 50 条 権利者或いは利害関係者が公衆信用情報システムに開示された知的財産権に関する情報に異議があり、異議申立を提出するとともに、関連証拠を提出した場合、関連部門は公共信用情報管理の関連規定に従って処分することができる。

第七章 附 则

第51条 本条例は2019年3月1日より施行され、2008年4月1日に市人民代表大会常務委員会が採択した「深圳経済特区知的財産権保護業務強化若干の規定」は同時に廃止する。